

○ 作業環境測定機関が設置すべき機器及び設備を定める告示の施行について(昭和51年2月18日付け基発第206号) 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後		現行	
2. 第2号関係 (1) 規則別表第1号の作業場に係るもの 次の表の左欄に掲げる機器及び設備は、それぞれ同表の右欄に掲げる性能等を有するものであること。		2. 第2号関係 (1) 規則別表第1号の作業場に係るもの イ 次の表の左欄に掲げる機器及び設備は、それぞれ同表の右欄に掲げる性能等を有するものであること。	
機器及び設備	性能等	機器及び設備	性能等
(略)		(略)	
分粒装置	作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号)第2条第2項に規定する特性を有するもの	分粒装置	作業環境測定基準第2条第2項に規定する特性を有するもの
(略)		(略)	
(2) 規則別表第2号の作業場に係るもの イ 次の表の左欄に掲げる機器及び設備は、それぞれ同表の右欄に掲げる性能等を有するものであること。		(2) 規則別表第2号の作業場に係るもの イ 次の表の左欄に掲げる機器及び設備は、それぞれ同表の右欄に掲げる性能等を有するものであること。	
機器及び設備	性能等	機器及び設備	性能等
試料採取機器	○ろ過捕集方式のもの ○液体中に測定しようとする物を捕集する方式(以下「液体捕集方式」という。)のもの ○固体粒子に測定しようとする物を捕集する方式(以下「固体捕集方式」という。)のもの、測定しようとする物を直接捕集袋、真空捕集びん等に	試料採取機器	○ろ過捕集方式のもの ○液体中に測定しようとする物を捕集する方式(以下「液体捕集方式」という。)のもの ○固体粒子に測定しようとする物を捕集する方式(以下「固体捕集方式」という。)のもの、測定しようとする物を直接捕集袋、真空捕集びん等に

	<p>捕集する方式（以下「直接捕集方式」という。）のもの</p> <p>○冷却凝縮を利用して測定しようとするものを捕集する方式（以下「冷却凝縮捕集方式」という。）のもの</p>
(略)	
ロ (略)	
<p>(3) 規則別表第3号の作業場に係るもの</p> <p>次の表の左欄に掲げる機器及び設備は、それぞれ同表の右欄に掲げる性能等を有するものであること。</p>	
機器及び設備	性能等
(略)	
高速液体クロマトグラフ	<u>紫外可視吸光検出器又は電気伝導度検出器を有するもの</u>
検知管方式によるガス又は蒸気の濃度の測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器	作業環境測定基準第10条第2項各号に掲げる物の濃度を測定することが可能であるもの

	<p>捕集する方式（以下「直接捕集方式」という。）のもの</p> <p>○冷却凝縮を利用して測定しようとするものを捕集する方式（以下「冷却凝縮捕集方式」という。）のもの</p>
(略)	
ロ (略)	
<p>(3) 規則別表第3号の作業場に係るもの</p> <p>次の表の左欄に掲げる機器及び設備は、それぞれ同表の右欄に掲げる性能等を有するものであること。</p>	
機器及び設備	性能等
(略)	
高速液体クロマトグラフ	<u>紫外可視吸光検出器を有するもの</u>
検知管方式によるガス又は蒸気の濃度の測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器	作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）第10条第2項各号に掲げる物の濃度を測定することが可能であるもの